

## 消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収)</p> <p>8—1—6 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》<u>(同条第6項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収に係る連帯納付義務》において準用する場合を含む。)</u>の規定は、免税対象物品で免税購入対象者が輸出物品販売場において同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する方法により購入したもの(以下8—1—7までにおいて「輸出免税物品」という。)を、当該免税購入対象者が国内において譲り渡した場合(譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。)、当該輸出免税物品を当該免税購入対象者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該免税購入対象者から引渡しを受けて所持した場合(譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のため当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。)に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、<u>これらの者は、当該免税購入対象者と連帯して同条第1項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税額を納付する義務を負うため、</u>税務署長は、<u>これらのいずれの者からも同条第6項後段において準用する同条第5項の規定により消費税を徴収することができる</u>のであるから留意する。</p>	<p>(輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収)</p> <p>8—1—6 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定は、免税対象物品で免税購入対象者が輸出物品販売場において同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する方法により購入したもの(以下8—1—7までにおいて「輸出免税物品」という。)を、当該免税購入対象者が国内において譲り渡した場合(譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。)、当該輸出免税物品を当該免税購入対象者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該免税購入対象者から引渡しを受けて所持した場合(譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のため<u>当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。)</u>に適用される。この場合において、<u>当該輸出免税物品を譲渡した者(輸出免税物品を所持させた者を含む。)</u>が判明せず、かつ、<u>当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、</u>税務署長は、<u>当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから</u>留意する。</p>
<p>(即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日)</p> <p>8—1—7 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》<u>(同条第6項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消</u></p>	<p>(即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日)</p> <p>8—1—7 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>費税の即時徴収に係る連帯納付義務</u>》において準用する場合を含む。)の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第8条第5項の規定によるもの 同項に規定する譲渡又は所持させた日</p> <p>(4) <u>法第8条第6項の規定によるもの 同項に規定する譲受け又は所持をした日</u></p> <p>(輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等)</p> <p>8—1—8 法第8条第2項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文<u>(第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用により消費税が徴収された場合」とは、既に同条第3項本文《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》、<u>第5項本文《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》又は第6項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収に係る連帯納付義務》</u>の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</p> <p>同条第3項ただし書又は第5項ただし書に該当する場合も同様とする。</p> <p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8—2—1 法第8条第7項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8—2—1及び8—2—5において同じ。)、<u>手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場</u>(令第18条の</p>	<p>期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第8条第5項の規定によるもの 同項に規定する譲渡若しくは所持させた日<u>又は譲受け若しくは所持をした日</u></p> <p>(輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等)</p> <p>8—1—8 法第8条第2項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文の規定の適用があった場合」とは、既に同条第3項本文《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》<u>又は第5項本文《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》</u>の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</p> <p>同条第3項ただし書又は第5項ただし書に該当する場合も同様とする。</p> <p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8—2—1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8—2—1及び8—2—5において同じ。)、<u>手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場</u>(令第18条の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2第2項第3号《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1及び8-2-5において同じ。)の区分に応じ、原則として、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>なお、基地内輸出物品販売場の許可の区分に、自動販売機型輸出物品販売場は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 一般型輸出物品販売場</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を営業者とする事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 法第8条第8項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を営業者とする事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(3) 自動販売機型輸出物品販売場</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</p>	<p>2第2項第3号《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1及び8-2-5において同じ。)の区分に応じ、原則として、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>なお、基地内輸出物品販売場の許可の区分に、自動販売機型輸出物品販売場は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 一般型輸出物品販売場</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を営業者とする事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 法第8条第7項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を営業者とする事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(3) 自動販売機型輸出物品販売場</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 法第8条第8項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p><b>(承認免税手続事業者の承認)</b></p> <p>8—2—3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)に与えるものとする。</p> <p>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者(同条第4項《承認送信事業者の定義》)に規定する承認送信事業者をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。)の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p>	<p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 法第8条第7項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p><b>(承認免税手続事業者の承認)</b></p> <p>8—2—3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)に与えるものとする。</p> <p>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者(同条第4項《承認送信事業者の定義》)に規定する承認送信事業者をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。)の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(承認送信事業者の承認)</p> <p>8—2—4 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認)</p> <p>8—2—5 臨時販売場（法第8条第9項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下8—2—5及び8—2—9において同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第10項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認》の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、次に掲げる(1)イ及び(2)の要件を満たす事業者）に与えるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこ</p>	<p>(承認送信事業者の承認)</p> <p>8—2—4 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認)</p> <p>8—2—5 臨時販売場（法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下8—2—5及び8—2—9において同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第9項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認》の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、次に掲げる(1)イ及び(2)の要件を満たす事業者）に与えるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>と。</p> <p>(3) 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第8条第7項《輸出物品販売場の定義》の許可を受けている事業者であること。</p> <p>(注) 臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)口の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、法第8条第9項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり（特定商業施設が令第18条の2第5項《商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例》に規定する地区等である場合は、同条第4項第1号及び第2号《特定商業施設の定義》に規定する組合員が経営する販売場に限る。）、かつ、8—2—1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</p> <p><b>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合)</b></p> <p>8—2—6 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>と。</p> <p>(3) 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》の許可を受けている事業者であること。</p> <p>(注) 臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)口の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり（特定商業施設が令第18条の2第5項《商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例》に規定する地区等である場合は、同条第4項第1号及び第2号《特定商業施設の定義》に規定する組合員が経営する販売場に限る。）、かつ、8—2—1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</p> <p><b>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合)</b></p> <p>8—2—6 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>